

千葉県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、千葉県職員措置請求（21千監（住）第4号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成22年1月5日

千葉県監査委員 古川 光一  
同 大島 有紀子

## 第1 請求の受付

### 1 請求の要旨

千葉県議会政務調査費は、地方自治法100条第14項の規定に基づき「千葉県議会政務調査費の交付に関する条例」が定められ、同条例14条に基づく「千葉県議会政務調査費の交付に関する規程」第5条により、使途基準が定められているが、各会派の平成20年度政務調査費収支報告書及び同報告書に添付された領収書等（視察等旅費を除く）を見ると、次のとおり条例・使途基準に違反・逸脱した目的外の支出がある。

自由民主党千葉県議団

〔広報費〕

月分	整理NO	支払先	使用内容	使用金額(円)	目的外使用金額(円)	妥当な政務調査費割合
10	1	三芳屋	要望書発送用ラベル	3,549	3,549	0%
10	2	弘報社印刷	同 印刷発送代	479,472	479,472	0

\*目的外使用金額計 483,021円

1、予算要望書は行政当局に「会派」としての要望を示すものであり政治活動に当たり、調査研究活動でも議会活動の報告・PR活動でもない。

作成された要望書を市民に送付・提示したとしても、これは「会派」としての「政策目標」をPRするものであり、それを基に市民の意見を聴取することはもはや出来ないし、出来たとしてもすでに要望書に反映することはできない。

民主党千葉県議団

〔広報費〕

月分	整理NO	支払先	使用内容	使用金額(円)	目的外使用金額(円)	妥当な政務調査費割合
10	2	ササキ	予算要望書(2,500冊)	178,185	178,185	0
2	3	メロウリンク企画	HP保守・更新料(証-1)	126,420	63,210	50

\*目的外使用金額計 241,395円

1、予算要望書については上記に同じ。

2、ホームページは必ずしも「調査研究活動、議会活動、市の施策の報告」ばかりではなく、これらに該当しない会派や議員個人の政治活動に関する紹介、また市役所等へのリンクなど様々な項目で構成されている。

従って、ホームページの内容がすべて政務調査に該当するとは言えず、その保守・更新料については2分の1を妥当な政務調査費の支出とすべきである。

公明党千葉市議団

〔広報費〕

月分	整理 NO	支払先	使用内容	使用金額 (円)	目的外使用 金額 (円)	妥当な政務 調査費割合
7	4	デジタルフ ァクトリー	ホームページ更 新 (証-2)	52,920	26,460	50
12	3	〃	〃	63,045	31,523	50
		小 計			57,983	

〔研究研修費〕

6	14	千葉市助産 師会	年会費	6,120	6,120	0
8	51	日本行政書士 政治連盟	懇談会会費	5,000	5,000	0
8	52	〃	〃	5,700	5,700	0
8	55	〃	〃	5,000	5,000	0
		小 計		21,820	21,820	

〔その他の経費〕

9	58	拓生	要望書作成費	286,650	286,650	0
---	----	----	--------	---------	---------	---

〔資料購入費〕 (新聞)

	新聞販売店	購読新聞	金額：月数	金額	
1	朝日松ヶ丘	日経	4,383×12	52,596	0
2	朝日千城台	日経、千葉日報	6,875×12	82,500	0
3	朝日高洲・高浜	日経	4,383×12	52,596	0
4	朝日こてはし台	千葉日報	2,805×6	16,830	0
5	朝日花見川	千葉日報 朝日	1,605×1 3,465×2	8,535	0
6	読売センター 稲毛東部	読売	3,670×11 5月～3月	40,370	0
7	読売センター千葉南	読売	3月に年一括払い	44,640	0
8	毎日蘇我・松ヶ丘	千葉日報	2,805×12	33,660	0
9	毎日稲毛	毎日	3,615×11	39,765	0
10	毎日高洲・高浜	毎日：千葉日報	6,730×10	67,300	0
11	毎日浜野・おゆみ野	千葉日報	2,805×12	36,660	0
12	毎日宮野木	千葉日報	2,805×4 12月～3月	11,220	0
13	産経西千葉サービ スセンター	産経	2,950×9 2,950×3	35,400	0

14	日経千葉販売	日経	24,549 (半年分) 24,549 (半年分)	49,098	0
15	千葉中央販売	毎日：千葉日報	39,150 (半年分) 39,150 (半年分)	78,300	0
16	渡辺新聞店	千葉日報	2,805×12	33,660	0
17	本間新聞店	読売	3,619×12	43,428	0
18	森本商事	千葉日報	2,805×12	33,660	0
19	伊藤新聞店	毎日	22,020 (半年分) 22,230 (半年分)	44,250	0
	小 計			804,468	

\*目的外使用金額計

1,170,921 円

- 1、予算要望書、ホームページの更新経費については上記に同じ。
- 2、助産師会への加入に伴う年会費の支出は、会派としての加入の必要性はなく一般個人としての加入と判断すべきであり、また調査研究活動には該当せず目的外支出である。
- 3、一般紙の購読料を政務調査費とするには、一般人が日常生活での情報収集手段として同様に購読していることからすれば、著しく平等性を欠くものである。即ち、一般人は税金を払った後の所得から購読料を負担しているのであり、議員（会派）は税金から購読料を支出するとの特権は社会常識に反するものであり政務調査費として認めるべきではない。  
また一般紙から政務関連の情報が得られるにしても調査研究活動とのかかわりは薄く、且つ調査研究活動との整合性は認められず政務調査費からの支出は許されない。

#### 日本共産党千葉市議団

##### 〔資料作成費〕

月分	整理 NO	支払先	使用内容	使用金額 (円)	目的外使用 金額 (円)	妥当な政務 調査費割合
11	12	明光印刷	予算要望書作成	222,705	222,705	0
		小 計			222,705	

##### 〔資料購入費〕

	新聞販売店	購読新聞	金額：月数	目的外支出額	
1	しんぶん「赤旗」出張所	しんぶん「赤旗」、定期誌代	11,290×4 11,420×2 11,480×6	34,800 (2,900×12) *「赤旗」分	0
2	千葉中央新聞販売	朝日・千葉日報	40,905 40,905	81,810	0
3	伊藤新聞社	毎日	47,940	47,940	0

	読売千葉南センター	読売	47,625 (1年分)	47,625	0
	小 計			212,175	

\*目的外使用金額計 434,880 円

- 1、予算要望書、一般紙については上記に同じ。
- 2、所属政党以外の政党が発行する新聞は一部のみ容認されている（千葉市議会幹事長会議20.3.13）が、しんぶん「赤旗」は所属政党の新聞であり明らかに認められていない。

市民ネットワーク

〔研究研修費〕

月分	整理 NO	支払先	使用内容	使用金額 (円)	目的外使用 金額 (円)	妥当な政務 調査費割合
8	35	タンポポ舎 他	原子力空母母港 化問題学習会	2,540	2,540	0
		小 計			2,540	

〔資料購入費〕

	新聞販売店	購読新聞	金額：月数	目的外使用 金額 (円)	
1	ASA新千葉 東京新聞千葉中央	千葉日報 東京	2,805×4 2,550×3	11,220 7,650	0
2	ASA検見川東部	東京	3,240×12	39,000	0
3	綱川新聞舗	日経 日経 読売	4,180×2 4,383×7 3,925×3	8,360 30,681 11,775	0
4	ASAおゆみ野	朝日	3,925×12	47,100	0
5	朝日新都心	日経	4,383×12	52,596	0
6	ASA小倉台 産経・毎日千城台	東京 毎日	3,250×3 2,920×1 3,925×7	9,750 2,920 27,475	0
				248,527	

\*目的外使用額計 251,067 円

- 1、原子力空母に関する議論はもっぱら国政に関することであり、市政へのかかわりは極めて薄く学習会への参加費用といえども目的外の支出である。
- 2、一般紙の購読については上記に同じ。

新政ちば

〔広報費〕

月分	整理 NO	支払先	使用内容	金額（円）	目的外使用 金額（円）	妥当な政務 調査費割合
7	11	メロウリンク企画	広報誌デザイン・編集・印刷代（33万部）（証－3）	1,515,990	509,979	総 額× （330－ 219）÷330
8	1	ナイン	広報誌ポスティング代（31万部）	1,595,370	468,241	総 額× （310－ 219）÷310
9	2	メロウリンク企画	ホームページ維持費（証－4）	105,420	52,710	50
12	4	〃	広報誌ポスティング代（31.9万部）	1,574,931	493,740	総 額× （319－ 219）÷319
2	1	〃	広報誌デザイン・編集・印刷代（28万部）（証－5）	1,381,973	301,131	総 額× （280－ 219）÷280
			小 計		1,825,801	

〔資料作成費〕

12	3	京葉シティサービス	平成21年度予算要望書	59,010	59,010	0
			小 計		59,010	

目的外使用金額計

1,884,811円

1、当会派の議員は3名であり選挙区は中央区、稲毛区、若葉区であるが、各々の世帯数は90,548世帯、67,285世帯、60,961世帯で合計218,794世帯である。〔証－6〕

然るに、広報誌の印刷部数、ポスティング数は各々30万部前後となっており三つの区の世帯数約21.9万を超える分については政務調査費で作成・配布する合理的理由は無いといえる。

他の区の市民にまで自会派の政務調査の実態や議会の活動状況を報告する必然性は無く、敢えて必要性があるのであればそれは政治活動のための必要性ということになる。

従って21.9万部を超えた印刷代・ポスティング代は目的外支出と言わざるをえない。

2、予算要望書については上記のとおり

については監査委員は上記各会派の目的外支出額合計4,466,095円を、「千葉市議会政務調査費の交付に関する条例」第12条2項により千葉市への返還を請求するよう千葉市長に勧告されたい。

以上のとおり地方自治法242条1項の規定により事実証明書を添え必要な措置を請求します。

(以上、原文のまま掲載)

(別紙「事実証明書」略)

## 2 請求人

千葉市中央区中央3-15-6やまちょうビル6階 渚法律事務所内  
市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉  
同 村越 啓雄

## 3 請求書の提出日

平成21年11月5日

## 4 監査委員の除斥

米持克彦監査委員及び三瓶輝枝監査委員は、議会の議員として政務調査費の交付を受けているため、本件監査にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

## 5 請求の要件審査

本件監査請求は、自治法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

千葉市議会各会派に対し千葉市長（以下「市長」という。）が交付した平成20年度の政務調査費が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

### 2 監査対象部局

議会事務局を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員の事情聴取を行った。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成21年11月19日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠の提

出はなかったが、請求内容の補足説明がなされた。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局の職員が立会った。

#### 4 請求書の訂正内容

請求人は、陳述において、請求書記載の民主党千葉市議団の広報費の表中「予算要望書（2,500冊）」を「予算要望書（1,500冊）」に訂正した。

#### 5 関係職員等の陳述

平成21年11月19日に議会事務局の職員から陳述の聴取を行った。その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。

#### 6 関係人の調査

自治法第199条第8項の規定に基づき、一人会派を除く各会派の幹事長及び経理責任者等に対し、関係人としての調査を行った。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実の確認

##### (1) 政務調査費の概要

##### ア 交付の経緯

千葉市（以下「市」という。）は、市議会における各会派の市政に関する調査研究を推進するため、自治法第232条の2の規定に基づき、千葉市議会市政調査研究費交付要綱及び同交付要領を定め、昭和52年度から所属議員2人以上の会派に市政調査研究費を交付していた。

平成12年、自治法が改正され政務調査費に関する規定が設けられたのを機に、市は、当該規定に基づく「千葉市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第24号。以下「条例」という。）」及び条例第14条の規定に基づき議長が設けた「千葉市議会政務調査費の交付に関する規程（平成13年議会訓令（甲）第1号。以下「規程」という。）」を定め、平成13年度から当該市政調査研究費に代わり政務調査費を交付している。

##### イ 交付対象及び交付額

交付対象については、会派若しくは会派及び議員とされており、会派による選択制となっている。

交付額については、会派への交付を選択した場合には、月額30万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、会派及び議員への交付を選択した場合には、会派には月額5万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、各議員にはそれぞれ月額25万円としている。

## ウ 交付手続

- ① 政務調査費の交付を受けようとする各会派の代表者又は各議員は、条例第4条第1項の規定により、毎年度、議長を経由して市長に対し規程第2条第1項に定める政務調査費交付申請書を提出する。
- ② 市長は、条例第5条の規定により当該申請に対し交付の決定を行い、規程第3条に定める交付決定通知書により申請者に対し通知する。
- ③ 前記決定を受けた各会派の代表者又は各議員は、条例第6条第1項の規定により四半期毎に議長を経由して市長に対し規程第4条第1項に定める政務調査費請求書を提出する。
- ④ 市長は、当該請求書が提出された場合、条例第7条第1項の規定により速やかに政務調査費を交付する。
- ⑤ 前記交付を受けた各会派の代表者又は各議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務調査費について規程第7条第1項に定める収支報告書に領収書等の写しを添え議長に提出する。議長においては、政務調査費の適正な運用を期すため、条例第11条の規定により必要に応じ調査を行うことができるとされている。

政務調査費に残余がある場合には、条例第12条第1項の規定により、速やかに当該残余の額を市長に返還する。

- ⑥ 議長は、当該報告書等が提出された場合、条例第10条第5項の規定により同報告書等の写しを市長に提出する。
- ⑦ 政務調査費の交付については、市決裁規程第5条において、政務調査費に係る歳出予算の執行に関する事項は議会事務局長の専決事項と規定されており、市長の収支報告書等の写しの受理についても、議会事務局において事務処理がされている。

## エ 使途基準及び市長への返還

政務調査費は、条例第8条の規定により規程第5条に定める下記に記載の別表の使途基準（以下「使途基準」という。）に従い使用するものとされ、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外に充ててはならないとされている。

また、市長は、使途基準以外の使用が認められるときは、条例第12条第2項の規定により返還を命ずることができるとしている。

別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	市民からの市政及び政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費等）
人件費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費

## オ 使途基準の目安

議長は、平成19年12月に政務調査費の更なる適正な執行と使途の透明性の向上に資するため、「政務調査費取扱いマニュアル（以下「マニュアル」という。）」を策定し全議員に配布した。

当該マニュアルには各項目毎に具体的な内容に関する支出の可否やその考え方が記載され、本件監査請求に係る項目については下表のとおりである。

項目	内容	考え方等
研究研修費	他団体が主催する研修会、研究会等の出席に要する経費及び終了後に開催される懇談会、食事会に要する経費	研修会等の主目的が調査研究活動に適うものである場合は、支出は可能です。 また、終了後の懇談会等は、研修会等と一体性（連続性）が認められる場合で会費等の金額は10,000円を上限とします。
	個人の立場で加入している団体への会費	町内会、婦人会、ライオンズクラブ等議員個人に本来帰属する経費であり、支出することは適当ではありません。

資料購入費	書籍、雑誌、週刊誌、新聞等の購読料	内容が調査研究活動に合致するものであり、会派（議員）の調査研究活動と整合が取れていれば支出は可能です。
	政党の発行する新聞・雑誌の購読料への支出 (平成20年3月13日 幹事長会議決定)	所属政党以外の政党の発行する新聞・雑誌の購読料については、購読部数が1部のみであれば支出は可能です。
広報費	広報費総論	調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告するため、広報紙や報告書の作成等の経費に政務調査費を支出することは可能です。 なお、広報紙や報告書の作成に当たっては、調査研究活動に資するため、市民の市政に関する意見や要望等を聴くことが不可欠です。そのため、連絡先等を明記する必要があります。
	会派（議員）によるホームページの開設、維持管理経費	会派（議員）でホームページを運営し、主目的が住民意見を議会活動に反映することであれば支出は可能です。 ただし、政党のPR等政党活動とみなされるものについては支出することは適当ではありません。

## (2) 平成20年度政務調査費使用状況（会派分）

市長は、平成20年4月1日に各会派から前記（1）ウ①に記載の政務調査費交付申請書を受け、同日付で同②に記載の交付決定通知書により交付を決定した旨通知した。

各会派は、平成20年4月1日、7月1日、10月1日及び平成21年1月5日に同③に記載の政務調査費請求書を市長に提出し、市長は当該請求書に記載の四半期分の政務調査費を交付した。

各会派は、平成21年4月30日に同⑤に記載の収支報告書等を議長に提出し、5月1日議長はその写しを市長に提出した。

各会派の政務調査費の交付額等の状況は下表のとおりであり、残余のあった会派は平成20年5月22日から27日の間に当該残余額を市長に返還した。

会 派 名	交 付 額	利 息	使 用 額	返 還 額
自 民 党	12,600,000	3,176	12,603,176	0
民 主 党	5,400,000	0	5,251,259	148,741
公 明 党	28,800,000	11,829	11,985,619	16,826,210
市 民 ネット	21,600,000	3,472	18,275,405	3,328,067
共 産 党	21,600,000	3,897	17,431,463	4,172,434
新 政 ち ば	10,800,000	1,776	10,801,776	0
一 人 会 派 地 平	3,600,000	2,399	1,226,899	2,375,500
計	104,400,000	26,549	77,575,597	26,850,952

\* 「自民党」は自由民主党千葉市議会議員団、「民主党」は民主党千葉市議会議員団、「公明党」は公明党千葉市議会議員団、「市民ネット」は市民ネットワーク、「共産党」は日本共産党千葉市議会議員団をいう。以下同じ。

## 2 監査対象部局の説明

### (1) 調査研究活動の考え方

市政に関する調査研究活動に該当するか否かの判断については、調査目的と市政との関連性、調査方法や内容の妥当性、調査活動と支出経費との相当性などについて、総合的に考慮する必要がある。

地方議会の議員には、市政の向上と発展のため、日常的に調査研究活動が期待されており、調査研究の対象は広範囲に及ぶこと、また調査方法も多様であることから、政務調査費をどのように使用するかについては、会派又は議員の自主性及び自立性を尊重し、その裁量に委ねるとというのが、法及び条例の趣旨であると解される。

規程第5条に定める別表の用途基準の各項目は、市政に関する調査研究に資するための必要な経費の典型的な費目を例示したものであり、政務調査費の支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合には、原則として議員又は会派の自主性、自立性を尊重し、当該活動に基づく政務調査費の支出は、違法又は不当な支出とは言えないと解すべきである。

なお、規程別表の項目の一つである「その他の経費」は、他の8項目に該当しないものや、複数の項目の性質を持ちどの項目で計上すべきか判断しづらい経費等を計上するものであり、例としては振込手数料、携帯電話料金がある。

### (2) 本件支出について

本件政務調査費については、下記ア～キにより会派及び議員が行う調査研究活動が市政との関連性、調査方法や内容の妥当性、支出経費との相当性を欠くことが明らかであると認められる支出には該当しないことから、条例で定める用途基準に反する目的外の支出とは言えないと認識している。

#### ア 予算要望書費について

予算要望書は、議員が日常行っている市民との意見交換や市政相談による市民の意思の把握などにより、市の様々な施策に関して、会派として意思決定したものについて、市に要望を行い、会派としての見解や提言を行うものである。

また、予算要望書は、各自治会や市民に送付したり、市政報告や意見交換会等の場で配布・説明することにより、その内容を市民に報告し、意見や要望の聴取を行い、継続的な調査研究活動に役立てることができる。

その内容は、市政全般にわたり、様々な課題に対して広範かつ具体的な要望や提言が盛り込まれ、この要望や提言が市政に反映されることにより、市民福祉の向上に繋がるものであり、これらは、会派や議員の政務調査活動の成果の一つであると言える。

#### イ ホームページ経費について

本件監査請求に係るホームページは、会派の議会報告・政策・活動・所属議員一覧などが主な項目であり、その内容についても、会派の行った調査研究活動に関するものが主であると考えられる。

ホームページの保守管理費は、市民への情報提供、意見表明などの必要が生じた場合に、直ちに掲載をすることに備え、ホームページを維持するためのものであり、市政に対する市民の意見を的確に収集、把握することを目的とした調査研究活動に有益な費用と言える。

#### ウ 市助産師会年会費について

市助産師会は、市民に母子保健知識の普及、生命の大切さの普及、女性の健康支援等、母子やその家庭の方々のニーズに即した安全で快適なケアの提供を目的とした団体である。

当該団体の活動内容を考慮すると、当該団体から得られる研修会、会議等での有用で身近な情報、意見等は、市において母子保健事業を推進する上で、市の課題解決の参考となるものである。

平成20年第3回、平成21年第1回の定例会の代表質疑で「妊婦健康診査」、「周産期医療」が取りあげられ、提言・要望などが行われ、会派としての調査研究の対象と考えられる。

その研修会、会議等に参加するためには、会員となる必要がある。

なお、当該議員は、平成11年に千葉市議会議員の職に就いたが、その会員となったのは平成13年6月である。

#### エ 日本行政書士政治連盟懇談会会費について

行政書士との連携を図ることは、一般市民から行政への申請手続等について、その問題点や改善点を知ることができ、市民サービスの向上を図る上でも、有益であると考えられる。

今回の懇談会会費は、行政書士業務等について勉強会を行った後、引続き

行われた市における行政書士のかかわり等についての意見交換会に係る経費であり、マニュアルに記載されている上限10,000円の範囲内である。

オ 新聞（一般紙）の購読料について

一般紙から情報を収集することは、政務調査活動に係る情報を得るにあたり、特に大きなウェイトを占めると考えられ、政務調査費の制度趣旨である審議能力の強化、調査活動基盤の充実にも合致する。

代表的な全国紙及び千葉県内の地方紙を購読することには、調査研究活動とに整合性が認められると言える。

請求の対象とされた3会派では、領収書の宛先が公明党については会派及び所属の8議員、共産党については会派、市民ネットについては所属の6議員となっている。

領収書の宛先が所属議員となっているものは、市民ネットの2議員を除き、自宅で購読している1紙を除いた分の購読料が政務調査費として請求されている。

カ 原子力空母母港化問題学習会について

学習会の内容は、原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会の原子力空母の火災や事故についての取組み及び事故時の放射能被害の危険性の報告であり、仮に事故が発生した際には、横須賀港から60キロ圏内に位置する市においても、市民が放射能による被害を受ける可能性があり、横須賀港の近隣自治体として、安全対策や事故の防止策の確保について、調査研究することは重要なことである。

会派の説明によると、原子力空母の原子炉の安全性に関しては様々な意見があり、市民の安全や平和を守るとの立場から、情報収集として学習会に参加したとのことであり、平成20年第3回定例会において、代表質疑で当該問題を取り上げ、市長の見解を質している。

キ 広報紙の選出区以外への配布経費について

新政ちばは3人議員であるところ、広報紙を年2回それぞれ33万部、31万9,050部作成し配布しているが、それらを全区配布することについては、会派としての調査研究活動等を全市民に知らせることを意図しており、選出区にとられる必要はないものとする。

(3) 政務調査費の情報公開について

市議会においては、費用弁償や常任委員会の傍聴などとともに議会改革の1つとして、より一層の政務調査費の使途の透明性の確保や説明責任を果たす必要があることから、収支報告書に全ての支出についての領収書等の写しを添付することや、提出された収支報告書及び領収書等の写しの閲覧制度を定めるなどの条例改正を行い、平成20年度分から大幅に改善したところである。

(4) 資料購入費について

請求書記載の資料購入費の金額については、下記のとおり誤りがあるので訂

正されたい。

(公明党)

【訂正前】

	金額：月数	金額
3	4,383×12	52,596
9	3,615×11	39,765
11		36,660
	小計	804,468

\*目的外使用金額計 1,170,921 円

【訂正後】

	金額：月数	金額
	4,383×11、4,083×1	52,296
	3,615×4	14,460
		33,660
	小計	775,863

\*目的外使用金額計 1,142,316 円

(市民ネット)

【訂正前】

	金額：月数	目的外使用金額(円)
2	3,240×12	
	3,250×3	9,750
6	2,920×1	2,920
	3,925×7	27,475
	小計	248,527

\*目的外使用金額計 251,067 円

【訂正後】

	金額：月数	目的外使用金額(円)
	3,250×12	
	3,250×4	13,000
	2,920×1	2,920
	3,925×6、3,795×1	27,345
	小計	251,647

\*目的外使用金額計 254,187 円

### 3 関係人調査における訂正

関係人調査において、新政ちばから請求書記載の広報費の使用内容及び部数について、下記のとおり訂正の説明があった。

【訂正前】

月分	整理NO	使用内容
7	11	広報誌デザイン・編集・印刷代 (33 万部)
12	4	広報誌ポスティング代 (31.9 万部)
2	1	広報誌デザイン・編集・印刷代 (28 万部)

【訂正後】

使用内容
広報誌デザイン・編集・印刷代 (32 万部)
広報誌新聞折込代 (28 万部)
広報誌デザイン・編集・印刷代 (29 万部)

## 4 判断

### (1) 政務調査費の適否の考え方について

市においては、昭和52年度から市議会各会派に対し市政調査研究費を交付してきたところであるが、自治法第100条第14項及び第15項の規定を受けて、平成13年第1回定例会で議員発議により、議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することに関し必要な項目を定める条例が可決成立した。

なお、平成19年第3回定例会では、条例の一部改正が行われ、収支報告書に全ての支出についての領収書等の写しを添付することが義務付けられた。

条例第8条では政務調査費は、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外に充ててはならないとされ、規程第5条において各項目毎に用途基準を定めているが、これらは、同条に言う「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」の典型的な費目を例示したものとされている。

そして、前記にいう必要な経費とは、議員の調査研究活動の基盤を充実させ、その審議能力や立法能力を高めることにより地方議会の活性化を図るという制度の趣旨に鑑みると、調査研究活動に付随する費用も含まれるものと言うべきである。

ただし、市政に関する調査研究を行う際に支出した費用であっても、それが議員の日常生活上当然に必要な費用に当たるなど、公金をもって充てるべき内容を欠いているのであれば、当然に政務調査費とは認められないものと言うべきである。

そこで、本件政務調査費の適否については、前記のような考え方にに基づき条例、規程の内容に照らし以下各項目毎にその適否を検討することとする。

### (2) 予算要望書について

平成21年度予算要望書について、自民党は2,000部作成し、483,021円を「広報費」として、民主党は1,500部作成し、178,185円を「広報費」として、公明党は700部作成し、286,650円を「その他の経費」として、共産党は1,000部作成し、222,705円を「資料作成費」として、新政ちばは400部作成し、59,010円を「資料作成費」としてそれぞれ支出している。

請求人は、予算要望書は各会派からの市当局への要望であるから政治活動に当たり、その市民への提示は、会派の政策目標のPRである旨主張する。

予算要望書は、各会派の要望事項を市長に提出し会派の推進する施策の実現を図ろうとするものであるが、実際には市の局部長や市民等にも配布されている。

確かに、予算要望書は市民等からの市政に対する意見、要望等を調査した結果作成されたものであり、要望書の市民への配布は、調査研究のための直接の費用ということとはできない。

しかしながら、市民の市政に対する意見、要望等を聴取することは最も重要な

調査研究活動の一つであり、そのためには、予算要望に当たって市民の意見、要望等がどのように反映されているかを報告することは、新たに意見を聴取する上で意味のあることである。

また、その要望書の配布は、新しい意見が寄せられる機会ともなるのであって、次年度に向けての調査研究活動の一部とも言える。

市政の主役は市民であり、議員と市民との双方向的なコミュニケーションを図ることは政務調査を行ううえでの基本である。

規程においても、広報費として「調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費」を政務調査費として認めている。

したがって、予算要望書の市民への配布に係る費用は政務調査費として支出できるものである。

他方予算要望書の市当局への配布は、各会派とも270部に及んでいるが、規程の用途基準が予定する広報費は、「市民に報告する」と明記されており、市当局への配布を広報費とすることは適当でなく、そのための予算要望書の作成経費は、調査結果の印刷製本代として資料作成費とするのが妥当であるとも言える。

各会派の収支報告書には、前記のとおり、「広報費」とする会派、「資料作成費」とする会派、「その他の経費」とする会派と分かれており、市民へ配布する分と市当局へ配布する分とを区別していないものの、いずれにしても政務調査費としての支出は妥当であると言えるべきである。

また、請求人は、陳述において予算要望書の作成部数が多すぎる旨主張するが、当該作成部数を議員一人あたりに換算すると、自民党は95部、民主党は166部、公明党は87部、共産党は166部、新政ちばは133部であり、当該作成部数は市民への広報という視点からすると決して多いとは言えない。

したがって、予算要望書の作成等に係る費用は、その全額が用途基準に合致するものとする。

### (3) 会派のホームページについて

民主党はホームページの保守更新料を126,420円、公明党は115,965円、新政ちばは105,420円をそれぞれ「広報費」として支出している。

請求人は、会派のホームページについて、「調査研究活動、議会活動、市の施策の報告」ばかりでなく、議員個人の政治活動に関する紹介や市役所等へのリンクなどがあることを理由に全てが政務調査活動に該当するとは言えず、2分の1に按分すべき旨主張する。

しかしながら、各会派のホームページの内容をみると、議会報告や政策、市に対する要望の内容等市民からの意見・要望を聴取するための前提となる情報や、それらを聴取するためのメールの送付先や連絡先等が掲載され、調査研究活動や議会活動について市民に報告していることが認められる。

また、所属議員の紹介に係る情報は会派の構成を理解するうえで必要なものであり、その内容も議会での役職、連絡先、出生地、年齢等に限られており、市の

ホームページ等へのリンクは、閲覧者に対し便宜を図るために通常他のホームページにおいても設けられているものであるから、これらが含まれることをもって按分を要するとは言えない。

したがって、ホームページに係る経費は、その全額が使途基準に合致するものとする。

#### (4) 新政ちばの議会だよりについて

新政ちばは、平成20年夏季号の議会だよりを32万部作成し、そのうち31万部を市内全域にポスティングし、計3,111,360円、平成21年新春号については29万部作成し、そのうち28万部を市内全域に新聞の折込広告として配布し、計2,956,904円、合計で6,068,264円を「広報費」として支出している。

請求人は、3議員の選挙区の世帯数は約21.9万世帯であるため、それを超える分は選挙区以外の市民に対するものであり必要性は無く、その費用は目的外支出である旨主張する。

しかしながら、新政ちばが議会だよりを3議員の選挙区だけでなく市内全域に配布し、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市内全域から市政に対する市民の意見を的確に収集、把握するための方法として有効なものと認められる。

そして、議会だよりの内容は、市議会における質問とそれに対する答弁、市民との意見交換、行政視察及び所属委員会における課題への取組み等市政と関連するものと認められるから、特段問題があるとは言えない。

したがって、議会だよりの作成及び配布に係る経費は、その全額が使途基準に合致するものとする。

#### (5) 市助産師会の年会費について

公明党は市助産師会の年会費を「研究研修費」として6,120円を支出している。

これについて請求人は、当該会費は会派ではなく一般個人としての加入とすべきで、その費用は目的外支出である旨主張する。

市助産師会は市内に居住又は勤務する助産師を会員とする団体であり、その目的や活動内容からすると、市政と関連があると言える。

ところで、条例を受けたマニュアルには、「個人の立場で加入している団体への会費の支出は適当ではありません」と明記されている。

市政が関係する事項は広範多岐に亘り、市政との繋がりがない団体はむしろ稀であるから、市政との何らかの関わりがあることをもって個人の立場で加入している団体の会費を政務調査費とすることはできないのが原則である。

しかしながら、会派の説明によれば、市助産師会は、単に助産師の資格を有しているだけでなく、主として現に助産師として活動している者が加入している職能団体であるところ、当該議員は助産師としての業務を行っていないために、

同会に加入していなかったが、議員に就任した２年後に会派の委任を受けて、現職助産師との交流を通して母子保健その他の情報を収集し、市政の調査研究に資することを目的に会員となったというのであり、そうであれば当該議員の会員としての交流、研修会への参加等は会派としての調査研究活動の一環と認められるべきである。

したがって、本件の場合には、例外的に個人の会費であっても使途基準に合致するものとする。

#### (6) 日本行政書士政治連盟の懇談会について

公明党は、日本行政書士政治連盟の３議員分の懇談会会費及び駐車場代を「研修研究費」として１５,７００円を支出している。

請求人は、陳述において、当該懇談会会費は日本行政書士政治連盟という政治的団体が主催する懇談会の会費であるから政務調査費には当たらない旨主張している。

会派の説明によれば、本件の日本行政書士政治連盟の懇談会については、各議員が初めて参加したものであり、行政書士の仕事について日頃知る機会がなかったことから、この機会にその業務内容、市民から行政書士に寄せられる相談内容等について広く聴取することを目的に参加したとのことである。

内容としては、行政書士の業務、相談内容のほか、産業廃棄物処理業の施設設置に係る申請依頼の状況などについて３０分程度の講演と２０分程度の質疑応答であり、懇談会終了後に開催された意見交換会には３０分程度出席したとしている。

マニュアルによれば、研究研修費として飲食の費用が政務調査費として認められるのは、研修会等が調査研究活動を主目的とし、その後にこれと一体として懇談会等が行われる場合であり、会費等の金額が１０,０００円を上限とするとされている。

その場合の「研修会等」は、「懇談会」という名称であっても、実質的に研究の場であれば調査研究活動として認められる場合があると言ふべきである。

そこで、本件の懇談会への出席について検討すると、主宰した行政書士政治連盟の目的とは別に、各議員の出席の目的が前記のものであってみれば、各議員にとっては実質的に政務調査のため懇談会に臨んでいると言え、また当該懇談会への出席は初めてのことであるから、市政に関する調査研究活動であると認められ、その会費もマニュアルに適合した金額であるので、使途基準に合致するものとする。

#### (7) 原子力空母母港化学習会について

市民ネットは、所属議員が原子力空母の母港化問題の学習会に参加した際の参加費と交通費を「研究研修費」として２,５４０円を支出している。

これについて請求人は、原子力空母に関する議論は国政に関することで市政への関わりが薄く、学習会への参加費用は目的外支出である旨主張する。

会派の説明によれば、研修会の内容は火災や事故に係る市民の取り組みや事故時の放射能被害の危険性についての報告を聞くものであり、会派としては原子力空母の原子炉の安全性に疑問点を持ち、市民の安全や平和を守る立場から代表質疑で取り上げるための情報収集として学習会に参加したとしている。

市は平和啓発や災害対策に関し様々な施策を展開しており、原子力空母の寄港地である横須賀市が市と同じ東京湾岸に所在することなどからして当該学習会の内容は市政に関連するものと言えるから、その参加費は使途基準に合致するものとする。

#### (8) 新聞の購読料について

各会派の新聞購読料について、公明党は775,863円、共産党は212,175円、市民ネットは248,397円をそれぞれ「資料購入費」として支出している。

その内訳は、公明党は6紙が会派分、15紙が議員分、共産党の5紙（しんぶん「赤旗」を含む。）は全てが会派分、市民ネットの9紙は全てが議員分であり、議員分については議員個人宅又は事務所に配達されている。

請求人は、しんぶん「赤旗」は、マニュアルで政務調査費からの支出が認められていない所属政党の新聞であり、また、一般紙の購読料を政務調査費とすることは、一般人と比して平等性を欠き、そこから得られる情報も調査研究活動とのかかわりは薄く、政務調査費からの支出は許されない旨主張する。

しんぶん「赤旗」については、会派の説明によれば、当該新聞は所属政党の新聞であるが、内容が充実しており、調査研究活動としての資料価値があるので政務調査費から支出したのであるが、マニュアルにそぐわないことは認めているところである。

マニュアルには「所属政党以外の政党の発行する新聞・雑誌の購読料については、購読部数が1部のみであれば支出は可能」と記載されており、明らかに使途基準に適合していない。

全国紙は国内外の幅広い情報を、地元紙である千葉日報は県内、市内の情報を掲載しており、これらの情報は市政の様々な点において関連を有するものであり、議員がこれらを収集・分析することは政務調査費の制度趣旨である審議能力等の強化、調査活動基盤の充実に合致するものと認められる。

また、各議員分の購読状況についてであるが、公明党は、各議員が1紙ないし3紙、市民ネットは、各議員が1紙ないし2紙を購読しているが、政務調査費として支出された公明党の各議員及び市民ネットの4議員の新聞購読料については、一般家庭で購読されている1紙分を自己負担で支出しているため、特に問題はない。

しかしながら、市民ネットの他の2議員は、購読している1紙分について政務調査費を充てており、通常の一般家庭では新聞1紙が購読されていることから、議員の日常生活上当然に必要な費用に当たるので、例えばそれが市政に関する

情報収集を目的とした調査研究活動に当たるとしても、問題があると言わざるを得ない。

なお、共産党は、平成21年12月10日にしんぶん「赤旗」の購読料44,400円について、また、市民ネットも、12月21日に前記2議員の新聞購読料94,081円について、それぞれ政務調査費の支出としては誤りであるとし、返還されたので、市に損害はない。

## 5 結論

以上により、市議会各会派に対し市長が交付した平成20年度の政務調査費のうち、しんぶん「赤旗」の購読料及び市民ネットの前記2議員の新聞購読料については、返還されているので、市に損害はなく、また、その他のものについては、違法又は不当な公金の支出であったとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

## 6 意見

政務調査費については、制度の趣旨からして、市政に関する調査研究の実が挙げられるよう使用されるべきものであり、その使途内容について市民の理解を得られるようにすることが必要である。

また、可能な限り市民に公金支出の効果を説明できるよう、政務調査の実施にあたっては、その結果を記録しまとめるなどして、政務調査の成果を残すようにしておくことが望ましい。

千葉市議会においては、地方議会の果たすべき役割を踏まえ、平成20年度分の政務調査費から1円以上の全ての支出について領収書を添付して報告し、これを閲覧できるように改善するなど市民への情報公開に積極的に取り組んでいる。

今後とも、こうした観点に立って政務調査費の適正化に努められるよう要望する。